生産緑地法改正に伴う条例が制定されました

改正生産緑地法の施行(H29.6.15)に伴い、「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」 を平成29年10月16日に施行しました。本条例により、生産緑地地区指定にあたっての下限面積が 「500㎡以上」から「300㎡以上」に引き下げられました。

※生産緑地地区…市街化区域内において農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資すること を目的として指定する地区

南大泉三丁目区民農園を新たに整備します

練馬区では、区民のみなさまが土と親しみ野菜づくりを楽しむことができるよう、練馬区が所有 者からお借りした農地を整備して、区民農園・市民農園を開設しています。

区民農園は、1区画概ね15平方メートルで使用料は1カ月あたり400円、利用期間は1年11カ月 です。

※平成30年3月からのご利用開始分につきましては、平成29年11月27日に受付を終了しております。

南大泉三丁目区民農園の概要 平成30年3月1日利用開始予定

敷地面積 1.107m²

区画数 42区画(予定)

農機具収納庫、パーゴラ(日除け 棚)、テーブル、ベンチ、洗い場、制 札板、掲示板、自転車置場掲示板、 自転車駐輪スペース、防草シート (農園内通路部分)

出入口で施錠管理



基図:ねりまっぷ(練馬区HP)

スケジュール

平成27年9月に「保谷駅周辺地区まちづくり協議会」が設立されました。

協議会では、保谷駅周辺のまちづくりの方向性やあり方を検討し、まちづくりの提言書を取り まとめ、平成29年2月に練馬区に提出されました。

平成29年度

まちづくり協議会

第10回: 平成29年12月8日

第11回:平成30年 2月(予定)

内容

○検討状況の確認 ○取り組み内容の確認 〇まちづくりの方針について

平成30年度以降も、地域の方々のご意見をお聞きしながら進めていきます。

お問い合わせ先

保谷駅周辺地区まちづくり協議会事務局 練馬区 都市整備部 西部地域まちづくり課

直通電話:03-5984-4751 担当: 酒井、尾上、羽成 [発行]練馬区西部地域まちづくり課

保谷駅周辺地区まちづくりニュース

まちづくり提言書の内容について 検討を進めています!

本年2月、保谷駅周辺(南大泉三~六丁目)の商店会、町会、小学校PTA、消防団からの 推薦会員と公募会員により構成される保谷駅周辺地区まちづくり協議会から、「保谷駅周辺 地区まちづくり提言書」(以下「提言書」といいます。)が練馬区に提出されました。

提言書では、「安全・安心、人にやさしいまちづくり」という将来像のもと、できること から"一つ一つ"まちづくりの取り組みを推進していくよう提案されています。

現在の取り組みについて

協議会で議論いただいたまちづくりの検 討区域は、約119haの大変広い範囲になり ます。

今後は、提言書を踏まえ、積極的にまち づくりを進めるエリアを絞り、それぞれの エリアの地域特性を活かしたまちづくりを 進める必要があると考えます。

今年度は、その第一歩として、都道233 号線の現況調査や関係機関との協議などの 取り組みを進めているところです。

本号では、提言書を受けて進めている具 体的な取り組みを、次頁以降に掲載してい ます。







1 都道233号線の現況調査を実施しました!

平成29年6月、都道233号線の現況と沿道の壁面後退状況などについて調査をしました。

- ○都道233号線の路側帯の多くは、幅員が0.7~1.5m でした。電柱部分では、歩行できる有効幅員が0.5m を下回っている箇所もありました。
- ○調査した沿道建物件数は59件あり、道路境界から建物壁面までの後退距離が2m以上設けられている敷地は15件、1m以上2m未満設けられている敷地は11件でした。



2 都道233号線の安全対策を進めています!

平成29年9月、石神井警察署と現地を視察しました。

都道233号線は、提言書において「通過交通の多い路線」と位置付けられています。そのため、安全対策と通過交通に対応した道路整備の促進が望まれています。

特に、この箇所は住民の生活に欠かせないスーパーマーケットや病院が立地しており、歩行者の道路の横断が多いことから横断歩道の設置要望が住民から挙げられています。





3 路面標示の補修について協議を進めています!

東京都第四建設事務所に対し、路面標示の補修を要請しています。

都道233号線は、提言書において「安全・快適な歩行環境の改善に向けた交通安全対策を促進」する路線に位置付けられており、歩行空間の改善が望まれている場所です。

特に、この区間は、路側帯の白線やみどりのカラー 舗装の劣化により歩行空間であることがわかりにくく なっている箇所が見受けられます。



4 速度注意喚起の看板を設置しました!

保谷駅南側に位置する南大泉三丁目の生活道路は、通勤時間帯の大泉第六小入口交差点の混雑を避けるため、都道25号線への抜け道として使われています。この生活道路は、駅に向かう歩行者や自転車利用者が多いことから、自動車との接触事故が懸念されます。区では、ドライバーに対し安全な走行を促すために、速度注意喚起の看板を区立南大泉自転車駐車場付近に設置しました。

